

電気工事業の廃止届のご案内（届出）

電気工事業を廃止した場合、廃止した日から 30 日以内に届けなければなりません。

罰則規定について

廃止の届出をせず、または虚偽の届出をした者は、電気工事業法第 42 条により 1 万円以下の過料が処せられる。

1 届出に必要なもの

電気工事業廃止届出書（様式第 20）

2 届出方法

持参または郵送による。

届 出 先：滋賀県防災危機管理局 電気担当
〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号（危機管理センター 4 階）
受付時間： 8：30 ～ 17：15（土・日・祝日を除く。）

3 記入上の注意点

- （1）電気工事業廃止届出書（様式第 20）の氏名または名称を記入する欄には、法人の方は法人名、個人の方は個人名（営業所名ではありません）を記入してください。
- （2）電気工事業廃止届出書（様式第 20）の電話番号を記入する欄には、日中につながる番号を記入してください。
- （3）記入方法について、不明な点があれば、防災危機管理局電気担当（TEL:077-528-3433）までお問い合わせください。

届出の内容に不備がないか、届出前にいま一度お確かめください



届出・お問い合わせ先

滋賀県防災危機管理局 電気担当
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL：077-528-3433 FAX：077-528-6037
E-mail：as0003@pref.shiga.lg.jp

電気工事業廃止届出書

×整理番号	
×受理年月日	

年 月 日

滋賀県知事 様

郵便番号 千 一
住 所
氏名または名称
法人にあっては代表者の氏名
電話番号 () 一

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

1. 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日および許可番号

年 月 日 特一 第 号
年 月 日 般一 第 号

2. 事業を廃止した年月日

年 月 日

3. 事業を廃止した理由

4. 届出受理年月日および番号

年 月 日受理 第 号

(備 考)

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- ×印の項は、記載しないこと。